

平29福情答申第8号

平成30年1月29日

福岡市教育委員会 様  
(教育環境部教育環境課)

福岡市情報公開審査会  
会 長 田 邊 宜 克  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年12月7日付け教環第368号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「訂正印の無い訂正部分について、福岡市の公文書の取扱いとして、この妥当性に言及している文書」の非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

本件旅行命令（依頼）書における「訂正印の無い訂正部分について、福岡市の公文書の取扱いとして、この妥当性に言及している文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については、これを取り消すことが妥当である。

また、実施機関は、「旅行命令（依頼）書作成マニュアル」を本件対象文書として、公開決定等を行うことが妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年9月27日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 平成28年9月15日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

(2) 平成28年9月27日、実施機関は本件対象文書が存在しないことを理由に、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 平成28年11月7日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

- (1) 本件公文書非公開決定処分は、違法不当である。
- (2) 一般的に、公文書の訂正部分については、「訂正印の無いものは無効」と規定されており、公文書として公開決定され、公文書の写しに係る費用も、市へ納付しているため。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

本件請求の対象文書は、訂正印のない訂正部分について、福岡市の公文書の取扱いとして、この妥当性に言及している文書である。

### (3) 本件決定を行うに至った理由

ア 旅行命令の変更については、福岡市職員等旅費支給条例第5条第3項から第5項及び第6条において、また福岡市職員等旅費支給条例施行規則第6条において定められているが、変更箇所の押印には言及していない。

イ 福岡市公文書規定及び福岡市教育委員会公文書規定には文書変更箇所の押印に言及している規定はなく、他にも変更箇所の押印に具体的に言及した文書は存在しない。

ウ 旅行命令は「訂正」したのではなく「変更」なので、そもそも変更箇所への押印は事務手続上、適切ではなく、変更に関しては、適切に決裁している。

エ 審査請求人が求める文書は、公文書作成における訂正時に訂正印を押印しないことについて妥当性に言及した文書であり、そのような文書は保有していない。

## 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### 1 本件対象文書について

- (1) 当審査会で調査したところ、実施機関は、旅行命令（依頼）書（以下「旅行命令書」という。）の記載方法や旅行命令の変更、取消しなどの取扱いが記載された「旅行命令（依頼）書作成マニュアル（平成27年2月総務企画局人事部労務課）」（以下「本件マニュアル」という。）を保有しており、当該文書には、旅行の目的など旅行命令の変更がある場合の取扱いについて、「変更部分を赤字で変更する（訂正印は不要）」との記載が見受けられた。
- (2) この点について実施機関に確認したところ、本件旅行命令を変更するにあたり、本件マニュアルを参照のうえ処理を行なったが、当該文書は旅行命令の変更方法を示したものであり、訂正部分の妥当性には言及していないため、本件対象文書には当たらないとの主張であった。
- (3) 当審査会としては、実施機関の主張を踏まえ、本件決定の妥当性について以下検討する。

## 2 本件決定の妥当性について

- (1) まず、本件マニュアルは、実施機関である福岡市教育委員会において作成したものではないが、福岡市職員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定めた旅費支給条例（昭和28年3月30日条例第23号）は実施機関の職員も適用範囲となっており、かつ、実施機関は本件マニュアルを保有していることから、本件マニュアルは、本件対象文書になり得るものと解される。
- (2) 次に、当審査会が確認したところ、審査請求人は、本件公文書公開請求書に特定職員の特定日に係る旅行命令書を「別紙①」として添付し、公開を請求する公文書の内容として「別紙①について、訂正印の無い訂正部分について、（中略）この妥当性に言及した文書」としていることから、本件旅行命令書における「二重線部分」が審査請求人のいうところの「訂正部分」であると考えられる。
- (3) 実施機関は、本件マニュアルは旅行命令の変更の取扱いを定めた文書であって、一般的な公文書作成における訂正の方法を示したのではなく、訂正部分の妥当性を示す文書ではないと主張している。しかし、上記のとおり審査請求人は本件旅行命令書における二重線部分について言及した文書を求めており、本件マニュアルには、「変更部分を赤字で変更する（訂正印は不要）」という

記載があつて、さらに実施機関が本件マニュアルを参照して本件旅行命令書に訂正印を押印しなかったことを踏まえると、本件マニュアルが訂正印の無い部分の妥当性に言及した文書でないとするのは不自然である。よって、当審査会は、本件マニュアルを本件対象文書とすることが妥当と判断する。

### 3 要望

当審査会としては、本件結論に至る判断とは別に、以下のとおり要望する。

一般的に、公開請求者は行政事務に通じてないことから公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を的確に記載することは困難な場合が多い。実施機関においては、今後、情報公開請求がなされた場合には、請求内容を広く解釈し、公開可能な公文書を対象文書として特定するなど、積極的な情報公開に努められたい。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年12月7日	実施機関からの諮問
平成29年4月26日	実施機関が弁明意見書を提出
平成29年9月20日（第2部会）	審議
平成29年10月11日（第2部会）	実施機関からの意見聴取，審議
平成29年11月15日（第2部会）	実施機関からの意見聴取，審議
平成29年12月20日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，北坂尚洋，勢一智子，山下亜紀子